【重要】**調査員新規研修修了証書再発行等に関する周知について**

　調査員新規研修を修了した方には東京都より修了証書が発行されます。修了証書を紛失された方、婚姻等の理由により氏名を変更された方につきましては再発行いたしますので、下記の依頼書にて届け出をお願いいたします。

[・再発行依頼書（紛失）](https://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/uploads/2024/01/dacc2b79c206b5b4c105254c0e76d508.docx)

[・再発行依頼書（氏名変更）](https://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/uploads/2024/01/b936c6091e6076778875835923cf3e91.docx)

　また、平成１６年以前に調査員新規研修を受けた方につきましては、当時修了証書が発行されていませんでした。修了証書をお持ちでない方は、改めて新規研修を受けていただき、修了証書の発行を受けて下さいますよう、よろしくお願いいたします。

　東京都より認定調査依頼においては、調査員の修了証書の所持について必ず確認するよう指導がありましたので、ご協力をお願いいたします。

江戸川区役所介護保険課認定係